事功事 ₩ <i>朷</i>							T-17%, Z- Z-	1 152	- 1// -	- 75 MU	M17-74				138.1.0.4
事務事業名				;	岩槻区	まちづく	くり推進事業	É			コード		03807001		- 001
事業	名		区民満	足度U	P経費((交通	安全施設約	挂持管理	経費)		7 1		03007001		- 001
所管部	肾署		¥	当槻区 征	殳所 総	務課		責	任者		臼倉 三男		問い合わせ先	048	-790-0112
事業	類型		県との見	見直し協	協議が必	が要な事	の検討が必 第業(B) 必要な事業(業(A)	根拠法令	रें				
メルク	マール	□ (1) \Box	(2)	□ (:	3)	□ (3)		(3)	▼ (3)	□ (4)		(5) 🗆 (6) 🗆	(7)	□ 該当なし
1 事第	もの概	要													
	方法		1.全部[直営 [2	部委託	€ 🔽 3.≦	部委託		4.補助金	□ 5.₹0	の他(
事業開	始年度	~	平成13	年5月	1日前(旧市() •	年月	隻) 🗌 平	成131	年5月1日以後(年度)
事業	概要	道路		や道路	照明旅	記等の こうしゅうしゅう	交通安全的				の通報やパトロ 適な交通環境に		こよる調査で確認し る。	、修繕	・改修が必要な
特定	財源		有		~	無	根拠								
2 車当	後の点	<u>↓</u>					· ·								
4 37 9			性 【メル	レクマー	- ル(4)]				左記と	して判断	した根拠				
			要な事業 更ではない	い事業							」「道路照明の ら市民に必要な		よる防犯」「区民の :判断した。	安全な	(交通環境の維
	2 役害	り分担の	徹底【	メルクマ	! ー Jレ(2	2)]			左記と	して判断	した根拠				
妥当性	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】 「ビ 市が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している。					る事業	市民の安心安全に対するニーズは非常に高く、安心・安全な交通環境を維持することが不可欠と判断した。								
	3 職員	に対す	る公費さ	を出の₹	妥当性	【メルク	マール(7)]		左記と	して判断	した根拠				
	3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】 市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業														
	4 サー	・ビス水	準の妥当	性【メ	ルクマ	ール (3))]		左記と	して判断	した根拠				
			都市を上 都市と同				ス水準				・千葉市は、区 は、区で対応し		対応ではなく土木事 。	事務所が	が管理してい
有効性	5 類似	事業との	統合及び	バ代替制	度の検	討【メノ	レクマール(3)]	左記と	して判断	した根拠				
		似事業 似事業	と統合可 なし	能			と統合不可 の検討	能					するための道路の(理できるものと考え		でるため、道路
	6 費用	対効果	の妥当性	生 【メノ	レクマー	-Jレ(3)]		左記と	して判断	した根拠				
			果が低い 果を満た∫		多事業								ることは難しいが、 たしていると考える		安心・安全な
			活用【)	メルクマ	' ール(6	5)]			左記と	して判断	した根拠				
効率性	□ 民	間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又) 可能	は一部			低下させず 旦わせる		道路照 る。	明灯設置	置·道路反射鏡	修繕૽	路面表示等、その	都度業	者委託してい
			原則【	メルクマ			=17 C 0		左記と	して判断	した根拠				
			や不納欠 旦の見直		歳入確 [。]	保は可	能								
3 見道	<u> </u>	方向松	 :						•						
3 ALE		ア	廃止又	ては凍約					オ		改善				
点検復 方向	_	<u>ا</u>	縮小						力	拡				4	オ
万円 	1± -	<u>ウ</u> エ	統廃台 移 管						キク	終継				\dashv	
見直し	エ 移 管 行政は、市民がしあわせを実感でき、安心して暮らせるよう快 見直し内容 市民にとって交通安全施設は安全な交通を確保するための 理できるような事務改善の見直しが必要である。								交通環境	節の維持に努め			大事務原	所等で一括管	

			_	十八人人	一反	产物于	未総	从代表			依式して
事務事	業名		岩槻区まちづく	り推進事業							
事業	名	区民満足度	夏UP経費(公	衆便所維持領	管理経	費)		コード	03807001	-	002
所管部	部署	岩槻区	役所 総務課		責何	任者		臼倉 三男	問い合わせ先	048-790)-0112
事業	類型	□ 県との見直しま	・手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` ,	艮拠法令	7			
メルク	マール	□ (1) □ (2)	□(3) □	(3)	(3)	(3)	□ (4) □ (5) [(6) [(7) □部	亥当な し
1 事業	美の概.	· E									
	方法	□ 1.全部直営	2.一部委託	▼ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	, ()
事業開	始年度	▼ 平成13年5月	1日前(旧市() •	年月	度) □ 平成	13年5月1日以後(ŕ	年度)
事業	概要	市民サービスの一環	として、岩槻駅	東岩槻駅(南	南北口) にある公	衆便所	(3箇所)の簡易な	維持管理を行う。		
特定	財源	□ 有 '	▼ 無	根拠							
2 事業	美の点	·									
4 97 9		ス の必要性 【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠			-
		ミに必要な事業 ミに必要ではない事業				公衆便所	千の維持	持管理は市民サー	ビスの一環として必要	要な事業と判	断した。
	2 役割	分担の徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性	□市	実施している	事業	市が管理している公衆便所であるため、市で管理するべきと判断した。							
	3 職員	に対する公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
	3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】 市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業										
	4 サー	ビス水準の妥当性 【	メルクマール(3)]				した根拠	-		
右动性	▼ 関!	東指定都市を上回るサ 東指定都市と同レベル	<i>、</i> 以下のサービス				「の設置		市) ている課がことなるか	、同じ施設:	を2つ以上
有効性	5 類似	事業との統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)]	左記とし			~~	l.++ l. ==	11 // >=
		以事業と統合可能 以事業なし	類似事業 代替制度		r F	衛生課0)予算で		等の修繕は区の予算 5。 同じ施設を 維持 た。		
	6 費用	対効果の妥当性 【メ	ルクマール(3)]		左記とし	て判断	した根拠			
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業						ビスの一環として必要 事業であると考える。		断してい
		活力の活用 【メルクマ 間委託済み	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性	日日	司委記 <i>用の</i> 間委託(全部又は一部 Vト削減可能 間委託不可能	(3) により成果を低 民間に担			すでに、	民間委	託により管理してい	13.		
		公正の原則 【メルクマ				左記とし	て判断	した根拠			
		(未済や不納欠損あり 益者負担の見直し等で	歳入確保は可能) L							
3 見1	重しのず										
		ア 廃止又は凍締	結			オ	事務				
点検征 方向	_	イ 縮 小 ウ 統廃合			カキ	拡え終			-	ウ	
1 111	<u> </u>	リ				ク	継糸			-	_
見直し		うが管理している公衆(な要があると考える。	更所であるため、	継続して市	で管理	するべき	であるカ	が、同じ施設を2課	で管理するのではな	く、統廃合を	検討する

			1 7-77 = -	102500	9-2141110			135.202
事務事業	業名	岩槻区	まちづくり推進事業			コード	03807001	- 003
事業領	名	区民満足度UP約	B費(衛生害虫駆	除経費)		- ,	3330700	
所管部	3署	岩槻区役所 総		責任者		臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-0112
事業類	類型	■ 事業のコストや手法が □ 県との見直し協議が必 ▼ メルクマールによる見頂	要な事業(B)		根拠法	†		
メルクマ	マール	☑ (1) ☐ (2) ☐ (3)	□ (3)	□ (3)	(3)	□ (4) □ (5	(6)	(7) 🗌 該当なし
1 事業	を しゅうしゅう しゅう	5						
実施ス	方法	□ 1.全部直営 □ 2.一	部委託 🔽 3.全	部委託 🗌	4.補助金	5.その他	(,
事業開始	始年度	▼ 平成13年5月1日前(I	日市() •	年	度)	3年5月1日以後(年度)
事業	概要	人の生命に危険を及ぼす可? 通報により職員が現地を確認				当にて駆除する(職	員が直接駆除してい	1る件数が多り1)
特定則	財源	□有・▽	無根拠					
2 事業	を しゅうしゅう かいまん しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	· •	•	•				
		の必要性 【メルクマール(4)】		左記	として判断	した根拠		
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業			的にも安心 と判断した。		では、非常に高く、	市民に必要な事業で
	2 役割	分担の徹底 【メルクマール(2)]	左記	として判断	した根拠		
		が実施すべき事業 や県、民間で同様又は類似の!	事業を実施している		生命に危限 判断した。	検を及ぼす可能性 <i>0</i>	Dあるスズメ蜂等の馴	区除は市が実施するべ
	3 職員	に対する公費支出の妥当性	【メルクマール(7)】	左記	として判断	した根拠		
		が職員に対して支出している事 来職員自らが負担すべき事業	業					
	4 サー	ビス水準の妥当性 【メルクマ・	-JV(3)]		として判断			
		東指定都市を上回るサービス2 東指定都市と同レベル以下の1		て委	託している		職員駆除なし)、(=	[除なし)、【横浜市】:슄 F葉市】: 千葉県害虫№
有効性	5 類似	事業との統合及び代替制度の検討	対 【メルクマール(3)) 】 左記	として判断	した根拠		
			似事業と統合不可 替制度の検討	能				
	6 費用	対効果の妥当性 【メルクマー	JV(3)]	左記	として判断	した根拠		
		対効果が低い事業 対効果を満たしている事業		市が	全て負担し	しているため費用対	効果は低い。	
		活力の活用 【メルクマール(6)]	左記	として判断	した根拠		
効率性	□ 民間	間委託済み 間委託(全部又は一部)により店 (小削減可能		現在	、民間委託	托済である 。		
		間委託不可能	.間に担わせる)】	左記	として判断	した根拠		
		、未済や不納欠損あり ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保は可能			目でとなっているため 対する必要があると		則に従い、手数料等の
3 見直	il.M±	5.向性						
- 元旦		ア 廃止又は凍結		7.		3改善		
点検後 方向t	_	イ 縮 小	, j				□ │ ォ	
刀凹筒	±	ウ 統廃合 エ 移						
見直しア	시송 🗀	「民が安心して生活できるよう約 3要と考える。	継続すべき事業でる	あるが、受益者	音負担の原	則に従い、手数料領	等の料金設定を検診	するなど事務改善が

					T-13%, Z- Z- Z-	- X-T	100 2. .	7~ MW/	W17-74		178.1.0.4
事務事	業名			岩槻区まちづ	くり推進事業				コード	03807001	- 004
事業	名		区民満足	望度UP経費(:	土木緊急修繕	等経費)			7 -	03007001	- 004
所管部	部署		岩槻区	【役所 総務課		責任	者		臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-0112
事業	類型		県との見直し	や手法が適正か 協議が必要な事 による見直しが!	事業 (B)			製拠法令			
メルク	マール	□ (1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□(3)	~	(3)	□ (4) □ (5)) [(6) [(7)	7) □該当なし
1 事第	*の概	要									
	方法		1.全部直営	▼ 2.一部委詢	托 🔲 3.全部	邵委託	☐ 4. 	甫助金	□ 5.その他	()
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市() ·		年度	€) □ 平成1	3年5月1日以後(年度)
事業	概要	·軽微	なものは職員	路 · 河川 · 下水) 直営や委託業 修繕は北部建記	者にて対応。		る緊急	対応。			
特定	財源		· 有·	▼ 無	根拠						
· · · · · · ·	* ~ 上	+4-			<u> </u>	ļ					
2 事 第	美の点 1 事業		性 【メルクマ・	- JV(4)]		左	こ記として	て判断し			
			要な事業 要ではない事業	Ě			安全な交 可欠と判			道路等の破損箇所の	緊急修繕は必要不
	2 役害	り分担の	徹底 【メルク	マール(2)]		左	三記とし つ	て判断し	た根拠		
妥当性	当性 市が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業							道路等	であるため、市が	実施するべき事業と判	小断した。
	3 職員	職員に対する公費支出の妥当性 [メルクマール(7)]						て判断し	た根拠		
			に対して支出し 自らが負担す <i>へ</i>								
	4 サー	・ビス水	準の妥当性【	(メルクマール(3)]				た根拠		
→ > + 1,1.			都市を上回る† 都市と同レベノ	サービス水準 レ以下のサービ	え水準	車		は職員		市) 背発注、各市とも区役り	所ごとに土木事務所
有効性	5 類似	事業との)統合及び代替	制度の検討【メム	ルクマール(3)	1 5	三記とし つ	て判断し	た根拠		
		似事業 似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度			区民満足 検討する			土木費としての一括う	5算管理とする方向で
	6 費用	対効果	₹の妥当性 【メ	リルクマール(3)]	左	三記として	て判断し	た根拠		
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業		-			を維持するため、 目対効果は低いもの	道路等の破損箇所の のである。	緊急修繕を行う事業
			活用【メルク	マール(6)]		左	こ記として	て判断し	た根拠		
効率性	□ 民	間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 i可能	耶)により成果を □ 民間に打		E	民間委託	済であ	3 .		
			<u> 不ら能</u>)原則 【メルク [*]		<u> </u>	左	E記とし [*]	て判断し			
			や不納欠損あり 担の見直し等で) ご歳入確保は可	能						
2 B=	<u></u>		<u> </u>			11					
3 見፤		ク回性 ア	E │ 廃止又は凍				オ	事務。			
点検復		1	縮小				カ	拡大	-		
方向	性	<u>ウ</u>	統廃合				+	終了			/
		工	移管	た生川ナ 豆のだり	나메니셔다	·┴士≢▽	タにがきの	継続		三キ女 44 はし アハマー	
見直し	内容	て現場碌 の指定者	確認を行い緊急 B市と比べ、ロス	l的な一時対応を スが多くサービス水	を行っており、そ く準は低いと感	その他は じられる。	建設事系 現在の	と は と は は り は り は り は り は り り り り り り り	紹介しもう一度現場 務所機能を各区に	環境を維持している。₂ を確認したあと対応し 配置することは難しい し、サ−ビス水準の向上	ている。このため、他 と考えられるため、住

				-	平02.4 4 4	├/文字		未能	动火化		(水工) 2			
事務事業	業名		岩	岩槻区まちづく	り推進事業				– 1:	20227024	225			
事業名	名				発経費)			コード	03807001	- 005				
所管部	署		岩槻区役	と所 総務課		責任	E者	•	臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-0112			
事業類	類型	□県	業のコストやき との見直し協 ルクマールに。	議が必要な事	業(B)		` ′	艮拠法 令		,				
メルクマ	マール	□(1)	▽ (2)	□(3)	☑ (3)	(3)		(3)	□ (4) □ (5	5) [(6) [(7) □ 該当なし			
1 事業	の概要	更												
実施刀			全部直営 🗀	2.一部委託	3.全音	『委託	☐ 4. 1	補助金	□ 5.その他	()			
事業開始	始年度	▼ 平	成13年5月1	日前(旧市()		年度	₹) □ 平成1	3年5月1日以後(年度)			
事業相	概要		の全国交通安 上を呼びかけ、			双防止调	重動を岩板	槻警察署	ቔ·交通安全協会€	等との協働により、啓	発物配布しながら交通			
特定則	財源		有 ·	▼ 無	根拠									
2 事業	の点を	*			•	Ų								
_ 			【メルクマー	JV(4)]			左記とし	て判断し	た根拠					
		≷に必要な ≷に必要で	:事業 :はない事業				全国的に 判断	取り組	んでいる交通安全	運動の啓発のため、	市民に必要な事業と			
	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】						左記として判断した根拠							
妥当性 市が実施すべき事業 交通事故 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業 事業であ									向け、市・警察・3 実施せざるをえな		3力して取り組んでいる			
	3 職員	に対する	公費支出の妥	当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠					
			付して支出して らが負担すべる											
	4 サー	ビス水準の	か妥当性 【メ	ルクマール(3)]		左記とし				A - 10Th - TO - 10Th			
			市を上回るサ- 市と同レベルり		ス水準			との協	働により、キャンペ		全てが警察署·交通安 しながら交通事故防止			
有効性 -	5 類似	事業との統	合及び代替制	度の検討 【メル	/クマール(3)]	左記とし	て判断し)た根拠					
		以事業と紹 以事業なし		類似事業 代替制度										
	6 費用	対効果の	妥当性 【メル	·クマール(3)]		左記とし	て判断し)た根拠					
			が低い事業 活たしている	事業						1る事業であり、直接 対効果が低い事業と	この事業が効果に繋が 判断した。			
			用【メルクマ・	ール (6)]			左記とし	て判断し	た根拠					
効率性	民間コス		部又は一部) 能						察署·市·交通安全 不可能と判断した。		行うことに意義があるた			
		間委託不可 公正の原	<u>引能</u> 則 【メルクマ・	□ 民間に担 ール(1)】	!わせも		左記とし	て判断し	 」た根拠					
			「納欠損あり)見直し等で歳	最入確保は可能	能									
3 見直	ן. ±תעוו	- 合性												
J 70 <u>13</u>			廃止又は凍結	i			オ	事務						
点検後			縮小				力	拡え			ーーク			
方向性	¥		統廃合 移 管				<u>+</u> ク	終了継続			- '			
		<u> </u>					,	mer iii)	U .		<u> </u>			
見直し内		È国的に取 ○、継続と判		交通安全運動	の啓発であり)交通事	基故撲滅 [こ向け、	市·警察·交通安全	全協会等が協力して	取り込む事業であるた			

			-	十八人人	一尺字	切于	耒総	动性花		饭	ここして
事務事	業名		岩槻区まちづく	り推進事業				_ 10			
事業	名		区長マニフェス	卜作成業務				コード	03807001	- 0	006
所管部	『署	岩槻区	総務課		責任	者	I.	臼倉 三男	問い合わせ先	790-0112	
事業	類型	□ 県との見直し	▶手法が適正か(劦議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令	,			
メルク	マール	□ (1) □ (2)	☑ (3)	□ (3)	□ (3))	~ (3)	□ (4) [(5) (6)	7) □該当	なし
1 事業	後の概3	更									
実施	方法	☑ 1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	! ()
事業開	始年度	□ 平成13年5月	1日前(旧市() •		年月	₹) ▼ 平成	13年5月1日以後(21年度)	
事業	概要	区民の皆さまに、区1 作成し、区役所窓口							やすくするため、区長で	?ニフェストを第	策定・
特定	財源	□ 有 ·	▼ 無	根拠							
2 事業	後の点	<u>'</u>		Į.	1						
4 97 9		× の必要性 【メルクマ-	- Jレ(4)]		左	生記とし	て判断	ンた根拠			
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業	<u> </u>						広報誌等で区政運営に ており、必要性が低いと		
	2 役割	分担の徹底 【メルクマ	マール(2)]		左	生記とし	て判断	した根拠			
妥当性	☑ 市/ □ 国 ⁴	が実施すべき事業 や県、民間で同様又は	は類似の事業を乳	実施している				っての目標 取組 医主体は市である	姿勢、区まちづくり推進 ため。	事業等を広報	まする
	国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業						て判断	した根拠			
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担す^									
	4 サー	ビス水準の妥当性 【	メルクマール(3)]	左	上記とし	て判断	した根拠			
左孙州	□ 関列	東指定都市を上回るt 東指定都市と同レベル	ノ以下のサービス			う政職で	である区	長がマニフェストを	を策定している指定都市	īはないため。	
有効性	5 類似	事業との統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1 4	上記とし	て判断	した根拠			
		以事業と統合可能 以事業なし	類似事業代替制度			区政運営 きるため		っての取組姿勢を	を広報誌等により区民の	皆様にお知ら	,せで
	6 費用	対効果の妥当性 【メ	ルクマール(3)]				た根拠	产担告签之应书图 类1		7.60.50
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業		李	勢等は[区民の皆		広報誌等で区政運営に ており、新たに区長マニ め。		
		活力の活用 【メルクマ 間委託済み	マール(6)]		左	生記とし	て判断)た根拠			
効率性	民間	間委託/(全部又は一部 付削減可能 間委託不可能	3)により成果を低 □ 民間に担						等を区民の皆様にお知り 事業ではないため。	らせするための	0広報
	8 公平	公正の原則 【メルクマ	マール(1)]		左	生記とし	て判断)た根拠			
		、未済や不納欠損あり 6者負担の見直し等で		מנע							
3 見重	- [しのす										
		ア 廃止又は凍	結			オ	事務				
点検犯 方向	-					カ キ	拡え終っ			して	J
		工 移管				7	継糸				
見直し	内容	5長マニフェスト・総合:	振興計画·広報	誌等で区政策	運営にあ	たって(の取組姿	冬勢等は区民の皆	様にお知らせしているが	さめ 。	

			-	平成人人名	一反于	分子。	長点心人	从代表		你工(
事務事	業名		岩槻区まちづく	り推進事業							
事業	名		風水害等応急	対策業務				コード	03807001	- 007	
所管部	祁署	岩槻区	総務課		責任者	Š	ı	臼倉 三男	問い合わせ先	790-0112	
事業	類型	□ 県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)	•	′	拠法令				
メルク	マール	□ (1) □ (2)	□(3) □	(3)	(3)	v (3)	□ (4) □ (5) [(6) [(7)	□ 該当なし	
1 事業	美の概3	E									
	方法	□ 1.全部直営	□ 2.一部委託	▼ 3.全部	耶委託 [4.褙	助金	□ 5.その他	()	
事業開	始年度	□ 平成13年5月	11日前(旧市() •		年度	() 平成1	3年5月1日以後(年度)	
事業	概要	風水害等が発生した	:場合の応急対策	策にかかる委	託事業						
特定	財源	□ 有 '	▼ 無	根拠							
2 10 10	黄の点	·		<u>Į</u>							
2 事 3		文 の必要性 【メルクマ・	- Jレ(4)]		左	記として	判断し	た根拠			
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業	É			害時の ため。	応急対	策は、市民の安心	い安全を確保するために	こ必要な事業であ	
	2 役割	分担の徹底 【メルク	マール(2)]		左	記として	判断し	た根拠			
妥当性	☑ 市7	実施している	事業	災害時の応急対策は、市が率先して行う事業であるため。							
	□ 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業 3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】						判断し	た根拠			
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担す⁄									
	4 サー	ビス水準の妥当性 【	メルクマール(3)]	左	記として	判断し	た根拠			
	□ 関語	東指定都市を上回る! 東指定都市と同レベル	ナービス水準 レ以下のサービス	八水準 ポープ					こ必要な事業であり、名 [が計上されているため。		
有効性	5 類似	事業との統合及び代替行	制度の検討 【メル	クマール(3)		記として					
		以事業と統合可能 以事業なし	□ 類似事業 □ 代替制度		応		も北部		理上必要な事業であるだ 一括管理し、予算執行す		
	6 費用	対効果の妥当性 【メ	ルクマール(3)]	左	記として	判断し	た根拠			
		対効果が低い事業 対効果を満たしてい	る事業								
		活力の活用(メルク)	マール(6)]		左	記として	判断し	た根拠			
効率性	区 民	間委託済み 間委託(全部又は一部 Vト削減可能 間委託不可能	B)により成果を個 □ 民間に担		予	算計上	は委託	料であり、業務内	容も全部委託が可能で	あるため。	
		公正の原則 【メルク			左	記として	判断し	た根拠			
		(未済や不納欠損あり 話者負担の見直し等で		E E							
3 見1	ましのず				ı						
- A-E		ア 廃止又は凍	結			オ	事務改				
点検征 方向	_	イ 縮 小 ウ 統廃合				カキ	拡大終了			ウ	
) /J I ^U	<u> </u>	ウ統廃合エ移				ク	経続				
見直し		水害等応急対策業系 とが望ましいと考えら		必要な事業で	· であるが、I	区が個	々に対り	芯するよりも北部 類	建設事務所等が一括管B	里し、予算執行する	

					一次22-	十汉	及争 符争来総				作家エレム			
事務事業名			岩	岩槻区まちつ	びり推進事業				- 1*	20027004	222			
事業名				区民会	議運営				コード	03807001	- 008			
所管部署			岩槻区	☑総務課		責任	王者	I.	臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-0112			
事業類型		県との	見直し協	議が必要な	かの検討が必要 事業(B) 必要な事業(C		` '	根拠法令	s					
メルクマー	ル	[(1)	□ (2)	□ (3)	(3)	<u> </u>	3)	□ (3)	☐ (4) [□ (5) □ (6) □	□(7) □該当なし			
1 事業の	概要													
実施方法		1.全部	『直営 🔽	2.一部委	託 🗆 3.全	部委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	<u> </u>				
事業開始年	度	平成1	3年5月1	日前(旧市() •	年度	▼ 平成	13年5月1日以後(平成13年度)			
事業概要	区民と行政の協働による魅力あるまちづくりの推進の 区のまちづくりを推進する上での対処すべき諸課題 区の健全な発展に寄与する活動 特定財源 「有・・・▼無根拠								政策提言					
特定財源	į	□ 有	•	▼ 無	根拠									
2 事業の	占焓					ų.								
		要性【》	リルクマー	リレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠					
	1 事業の必要性 【メルクマール(4)】 ▼ 市民に必要な事業 □ 市民に必要ではない事業 2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】							区民が主体となって、区と区民が区の特徴を生かした魅力あるまちづくりを なうために必要な事業である。						
2 1	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】						左記として判断した根拠							
妥当性 🔽	当性 ✓ 市が実施すべき事業 □ 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事						対象地域	或を区内	のまちづくり協議	を行なっている。				
3 1	哉員に対	する公費	支出の妥	当性 【メル	クマール(7)]		左記とし	て判断	した根拠					
	3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】 市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業													
4 1	ナービス	水準の妥	当性 【メノ	ルクマール(3)]		左記とし	て判断	した根拠					
~				ービス水準 以下のサーb	ごス水準		千葉市	を除く3つ	の指定都市にお	いても、同様の事業	を行なっている。			
有効性 5 業	頁似事業	上の統合及	なび代替制原	度の検討 【メ	ルクマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠					
	類似事 類似事	業と統合 ^で 業なし	5 .50	□ 類似事。 □ 代替制。	業と統合不可能 度の検討	能	本市の何	也の部署	では、類似の事業	美を行なっていない。				
6	費用対效	果の妥当	当性 【メル	クマール(3)]		左記とし	て判断	した根拠					
		効果が低し 効果を満 <i>†</i>	ハ事業 たしている	事業			調査·研	究等の	活動し、概ね事業		区民参加のイベントや 上げているが、一部の 直しを検討。			
			【メルクマ・	ー Jレ(6)]			左記とし	て判断	した根拠					
効率性	コスト削	託(全部) 減可能			低下させず		区民会詞	議業務支	を接について、民間	間委託を実施している	3 .			
	□ 民間委託不可能 □ 民間に担わせる 8 公平公正の原則 【メルクマール(1)】						左記とし	て判断	した根拠					
		斉や不納! 負担の見]		成入確保は可	丁能									
3 見直し(カギ中	性					1							
· ÆEU	<u> ア</u>		又は凍結	 i			オ	事務	改善					
点検後の	1	縮			,		カ	拡え			□ オ			
方向性	ウェ	統廃				キ				_				
	エ	移					ク	1						
見直し内容	区のまちづくりについて、区と区民が協働で協議する 意見等を取り入れるためには必要不可欠な事業であ 見直しを検討する。													

			•	平成22年	₽反争《	分子:	来能从	机快权		忉	をエリィ	
事務事	業名		岩槻区まちづく	り推進事業								
事業	名		区まちづくり	事業支援				コード	03807001	- (009	
所管部	部署		岩槻区総務課		責任者	\$	<u> </u>	臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-01	112	
事業	類型	□ 県との身	コストや手法が適正か 見直し協議が必要な事 アールによる見直しが必	[業(B)	•	´	製拠法令					
メルク	マール	□ (1) ☑	[(2)	(3) <u></u>	(3)	▼ (3)	□ (4) □ (!	5) [(6) [(7) □該当	なし	
1 事業	美の概3	更										
	方法		直営 🔲 2.一部委託	£ 🔲 3.全部	部委託 [✔ 4.ネ	甫助金	□ 5.その他	()	
事業開	始年度	□ 平成13	年5月1日前(旧市() ·		年度) ▼ 平成1	3年5月1日以後(平成13年度)		
事業	事業概要 区のまちづくりや公益活動、福祉活動など、地域のミュニティ団体相互の連携や情報提供、事業補助な特定財源 「有・・・・・ 無 根拠								なをコミュニティ会議	として登録し、区	[とコ	
特定	財源	□ 有	· 🔽 無	根拠								
2 車巻	美の点材	· •		-!	1							
4 379		ス の必要性 【メノ	レクマール(4)]		左	記として	て判断し	た根拠				
		Rに必要な事業 Rに必要ではな				事業、均			かす事業、コミュニ: 事業等が醸成するだ			
	2 役割	分担の徹底 【	メルクマール(2)]		左	記として	て判断し	た根拠			-	
妥当性	☑ 市加	が実施すべき事 や県、民間で同	፤業 Ⅰ様又は類似の事業を	実施している	事業	コミュニティ会議は区と区民会議との連携が必要であるため。						
	3 職員	に対する公費っ	支出の妥当性 【メルク	マール(7)]	左	記として	て判断し	た根拠			-	
		が職員に対して 来職員自らが負	支出している事業 !担すべき事業									
	4 サー	ビス水準の妥当	当性 【メルクマール(3))]	左	記として	て判断し	た根拠				
			:回るサービス水準]レベル以下のサービ	ス水準	各	政令市	におい	ても、活動団体へ	のまちづくり補助事	業を行なっている	る。	
有効性	5 類似	事業との統合及で	び代替制度の検討 【メノ	レクマール(3)] 左	記として	て判断し	た根拠				
		以事業と統合可 以事業なし	「能 「 類似事業 代替制度			ミュニテ :必要で		団体のまちづくり事	≨業内容は多様であ	るため、事業活動	動支援	
	6 費用	対効果の妥当性	性 【メルクマール(3)]	左	記として	て判断し	た根拠				
		月対効果が低い 月対効果を満た			各	בבוב	ティ会詞	義団体が行なう事	業が醸成するための)補助である。		
			メルクマール(6)]		左	記として	て判断し	た根拠				
効率性	日民間コス	(ト削減可能	は一部)により成果を1		X	と協働	を行なう	、活動団体に対す	する支援事業である。			
		間委託不可能 公正の原則 【	<u>□ 民間に担</u> メルクマール(1)]	2りせる	左	記として	て判断し	た根拠				
		、未済や不納欠 は者負担の見直	 し等で歳入確保は可	能								
3 見習	重しの方	 5向性										
·		ア廃止り	又は凍結			オ	事務改					
点検復		イ縮が				カ ナ	拡大			_	ל	
方向	1±	ウ統廃品エ移				キク	終了継続			- ´	•	
		<u> </u>	1			,	mer idl			1 1		
見直し			る、対象団体の醸成が について、区との協働									

事務事	業名	岩槻区まちづくり推進事業			コード	03807001	_	010	
事業名		区民まつり			– 1	03007001	-	010	
所管部	肾	岩槻区総務課 責任	者	•	臼倉 三男	問い合わせ先	048-79	90-0112	
事業	類型	■ 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業 県との見直し協議が必要な事業(B) メルクマールによる見直しが必要な事業(C)		视法令					
メルク	マール	▼ (1) □(2) □(3) ▼ (3) □(3)		3)	□(4) □(5	5) 🗆 (6) 🗆	(7)	該当なし	
1 事業	単の根	要							
実施		□ 1.全部直営 🔽 2.一部委託 □ 3.全部委託	▼ 4.₹	甫助金	□ 5.その他	()	
事業開	始年度	□ 平成13年5月1日前(旧市()・	1	年度	₹) ▼ 平成1	3年5月1日以後(立		Ē)	
事業	概要	住民の連帯感や絆を深めるために、また、新たな郷土づく 回実施する。 なお、ボランティア団体等も参加し、日頃の活動成果を披 まつり参加団体は、約100団体。まつり来場客は、約57,	露する場)にも、区民と協働の	もとに区民	まつりを年1	
特定	財源	□ 有 · ☑ 無 根拠							
2 事業	≝の占	抽							
<u></u>			左記として	て判断し	た根拠				
					絆を深めるために D機会としているた	ニ、また、新たな郷土 ニめ。	づくりと郷土	上意識の醸	
	2 役	割分担の徹底 【メルクマール(2)】 2	左記として判断した根拠						
妥当性		5が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業	区民まつりであるため。						
	3 職	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】 2	左記として	て判断し	た根拠				
		5が職員に対して支出している事業 3来職員自らが負担すべき事業							
	4 サ	- ビス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記として	て判断し	た根拠				
≠ ••••			関東地方 ハる。	におい	て相模原市を除く	3つの政令都市は、	同様の事態	業を行って	
有効性	5 類(左記として判断した根拠 区民主役のまつりであり、岩槻区内の多くのボランティア団体や農業、商業、						
		貝似事業と統合可能 類似事業と統合不可能 = 動の事業かし □ 代参制度の検討 -		産業団		3の多くのボランティ [の活動成果の披露			
	6 費		左記として				0 = - 5		
	☑ 費	用対効果が低い事業 用対効果を満たしている事業	絆を深め. が果たせ	、また、 ており、	新たな郷土づくり 事業費に見合った	して参加及び来場し と郷土意識の醸成を た成果を上げている	高めること		
		間活力の活用 【メルクマール(6)】	左記として	て判断し	た根拠				
効率性		民間委託(全部又は一部)により成果を低下させず				チラシの作成等の第 イベントは商工会議			
			左記として	て判断し					
		入未済や不納欠損あり 益者負担の見直し等で歳入確保は可能	今年度より、区民まつり参加者団体から参加費を徴収する。						
3 目1	i I								
- /UE	,	ア 廃止又は凍結	オ	事務。					
点検後 方向		イ 縮 小	力 +	拡大			_	オ	
刀凹	ıΞ	ウ 統廃合 エ 移 管	キ ク	終了継続			+	5	
見直し	内容	区民まつりの事業運営について、一部の出展者に対し参加: 様書を作成し、設営委託料を改善していくことにより事業費を	料として1	負担をに		Dリへの協働意識を	ᆿめる。無陽	太のない仕	

					1 172, 2 2		- 0,00	- 51411151	**** 12 4				1202
事務事	業名			岩槻区まちづ	くり推進事業				=	コード	03807001		- 011
事業	名			まちかど	離めぐり					. '	00007.00		
所管部	『署		岩栱	規区総務課		責任	E者		臼倉	三男	問い合わせ先	048	790-0112
事業	類型		県との見直し	や手法が適正か 協議が必要な!! による見直しが!	事業(B)		` ′	根拠法令	?				
メルクラ	マール	□ (1) 🗆 (2)	□ (3)	(3)	□ (3)		(3)	□ (4) 🗆 (5)) 🔽 (6)	(7)	該当なし
1 事業	美の概	要											
実施			1.全部直営	□ 2.一部委割	迁 🗌 3.全	部委託	▼ 4	.補助金		5.その他	()
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市()	•	年月	隻)	▼ 平成1	3年5月1日以後(平成1	7年度)
事業	概要	年度で	で第7回目を向		えやさいたます	F民、他 T					もし、当初の事業を ぎの行事に発展しま		大しながら21
特定	財源		有	▼ 無	根拠								
2 車者	きの点	i ka			!								
4 37 3			性【メルクマ	ール(4)]			左記とし)て判断	した根持	処			
		民に必要 民に必要	要な事業 要ではない事業	Ě							るため、立ち上がっ □されるまでに発展		
	2 役	割分担の	徹底 【メルク	マール(2)]				て判断			WE E V 41 4 4-		77.50
妥当性	子当性							たが、金銀 にある。	浅的な	援助はあるも	槻区民やさいたまで ものの全て自費で対		
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	して判断	した根持	処			
			に対して支出し 自らが負担す [,]										
	4 サ-	- ビス水塗	準の妥当性 【	【メルクマール(3)]			ノて判断					
有効性	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	東指定		レ以下のサービ			区の歴5	とか風土(としていく	等の特性 上でも、	生を最も表した 補助金交付	3市において同様なも た事業であり、さいた。 対象事業として継続る	ま市のアと	ニールポイントの
LWIT.	5 類化	以事業との	統合及び代替	制度の検討【メ	ルクマール(3)	1	左記とし	ノて判断	した根技	処			
	▼ 類	頁似事業:		□ 代替制度	巻と統合不可能 その検討						行っていない。		
	6 費/	用対効果	の妥当性 【メ	(ルクマール(3)]		左記とし	して判断	した根	処			
	▼ 費	用対効男	限が低い事業 限を満たしてい				は充分	満たして	いる。		、来客者約5万人と	いう状況	から費用効果
		間活力の 民間委託	活用【メルク	マール(6)]				て判断			めぐり実行委員会)と		H級! \ただ! \た
効率性			(全部又は一部 可能	耶) により成果を □ 民間に打			ボランラ 行政は	ティアが劉	ii めぐり 交付す	事業を運営			
			原則 【メルク					して判断		処			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で) ご歳入確保は可	能								
3 見道	[しの	方向性	_										
		ア	廃止又は凍	結			オ	事務					
点検後 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				<u>カ</u> キ	拡え					ク
	_	エ	移管				ク	継糸					
見直し											である。ただし、まち 等のコストダウンに!		

平以4.4年及争芴争耒総点快衣 惊八4.												
事務事	業名		岩槻区まちづく	り推進事業			la		212			
事業	名		岩槻区花と緑のまち	づくり推進事業			コード	03807001	- 012			
所管部	部署		岩槻区総務課		責任者		臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-0112			
事業	類型	□ 県との見	コストや手法が適正から 1直し協議が必要な事 ールによる見直しが必	業(B)	(/	根拠法令	>					
メルク	マール	□(1) □	(2)	(3)	(3)	(3)	□ (4) □ (5	5) [(6) [(7) □ 該当なし			
1 事業	*の概	更										
	方法		直営 🗌 2.一部委託	□ 3.全部委	€託 ▼ 4	.補助金	□ 5.その他	()			
事業開	始年度	□ 平成13:	年5月1日前(旧市() •	年	隻) ▼ 平成1	3年5月1日以後(平成22年度)			
事業	概要	市が重点的に	取組む「しあわせ倍増	プラン」により、[区内の全ての	別や観	光スポット等を区目	民等の協働により「花	や緑」でいっぱいにす			
特定	財源	□ 有	· • 無	根拠								
2 車者	美の点材	'		!!								
4 5- 2		ズ の必要性 【メル	クマール(4)]		左記とし	て判断	した根拠					
		Rに必要な事業 Rに必要ではない	1事業		市民が	主き生き	と暮らせるために、	花やみどり豊かなま	ちづくりを行なう。			
	2 役割	分担の徹底 【〉	バルクマール(2)]		左記とし	て判断	した根拠					
妥当性	□ 市が□ 国が	が実施すべき事 や県、民間で同れ	業 様又は類似の事業を写	尾施している事 詞	市の重点							
	3 職員	に対する公費支	出の妥当性 【メルク	マール(7)]	左記とし	て判断	した根拠					
		が職員に対して3 来職員自らが負	支出している事業 担すべき事業									
	4 サー	ビス水準の妥当	性 【メルクマール(3)]	左記とし	て判断	した根拠					
右动性	□ 関列	東指定都市と同	回るサービス水準 レベル以下のサービス		他政令i	都市では	は、屋上緑化事業に	こついて補助金が存	在する。			
有効性	5 類似	事業との統合及び	「代替制度の検討 【メル	クマール(3)	左記とし	て判断	した根拠					
		以事業と統合可 以事業なし	能 □ 類似事業 □ 代替制度 □		みどり推 の可能 [†]		行なう、花いっぱい	運動事業との関連	生があるため、一元化			
	6 費用	対効果の妥当性	主【メルクマール(3)]	左記とし	て判断	した根拠					
		対効果が低い 対効果を満たし			区民が	花とみど	りにふれあう機会を	を作る事業であり、効	果の測定が不可能。			
			バルクマール(6)]		左記とし	て判断	した根拠					
効率性	日民間コス	小削減可能	は一部)により成果を低		区と区目	そとの協	働である。					
		間委託不可能 公正の原則 【>	<u>□ 民間に担</u> √ルクマール(1)】	ਹਦ 5	左記とし	て判断	した根拠					
		、未済や不納欠 会者負担の見直	損あり し等で歳入確保は可能	t t								
3 🗐	重しの方	· 向性			l							
- 76E		ア 廃止又	は凍結		オ		改善					
点検征 方向		イ 縮 小 始 感合			カ	拡			┤│オ│			
カig 	-	ウ統廃合エ移			キ ク	終維			[]			
									丰度以降は事業の見			

		平成22年8	2字初于	未能	州代 化		(家工) 4			
事務事	業名	岩槻区まちづくり推進事業			コード	02007004	042			
事業	名	ひなまつりふれあいコンサート			1 - L	03807001	- 013			
所管部	18	岩槻区総務課	責任者 臼倉 三男 問い合わせ先 048-790-							
事業	類型	□ 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な 県との見直し協議が必要な事業(B) マールによる見直しが必要な事業(C)	. ,	根拠法 令	>					
メルク	マール	▼ (1) □(2) □(3) □(3) □	(3)	(3)	□(4) □(5) [(6) [(7) □該当なし			
1 事第	美の概3	Ę								
実施	方法	□ 1.全部直営 □ 2.一部委託 □ 3.全部委	託 🔽 4.	補助金	□ 5.その他	()			
事業開	始年度	□ 平成13年5月1日前(旧市() •	年月	度) 🔽 平成1	3年5月1日以後(平原	成19年度)			
事業	概要	岩槻区のイメージアップと文化振興、区民のまちづくる。 内容 第1部 公募市民団体の演奏等 第2部 プロ		参加意識の高揚のため、区・文化振興事業団、区民との協働事業を開催してい アーティストのコンサート						
特定	財源	□ 有 · ☑ 無 根拠								
2 声学	黄の点	 								
4 37 3		★ の必要性 【メルクマール(4)】	左記とし	て判断	した根拠					
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業		区と区民との協働による区のイメージアップと文化振興に係るまちづくり事業であるため。						
	2 役割	分担の徹底 【メルクマール(2)】	左記とし	左記として判断した根拠						
妥当性	☑ 市7	が実施すべき事業 や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業	区のまち	区のまちづくり事業であるため。						
	3 職員	に対する公費支出の妥当性 [メルクマール(7)]	左記とし	て判断	した根拠					
		が職員に対して支出している事業 来職員自らが負担すべき事業								
	4 サー	ビス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記とし	て判断	した根拠					
→ > + 1,11		東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサービス水準	関東地方でいる。							
有効性	5 類似	事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】	左記とし	て判断	した根拠					
		以事業と統合可能	区のイメ	区のイメージアップ及びまちづくり事業であるため。						
	6 費用	対効果の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記とし	左記として判断した根拠						
		3対効果が低い事業 3対効果を満たしている事業	来場者·	来場者・参加団体数及びアンケート結果から費用対効果を満たしている。						
		活力の活用 【メルクマール(6)】	左記とし	左記として判断した根拠						
効率性	民間	間委託済み 間委託(全部又は一部)により成果を低下させず い削減可能 間委託不可能 □ 民間に担わせる	実行委員	実行委員会への補助金であるため。						
	8 公平	公正の原則 【メルクマール(1)】	左記とし	左記として判断した根拠						
		、未済や不納欠損あり 養者負担の見直し等で歳入確保は可能								
3 見道	ましのす	- 向性	1							
- 76E		ア 廃止又は凍結	オ	事務						
点検征 方向		イ 編 小 ウ 統廃合	カキ	拡え終っ			ク			
기민	-	エ 移管	ク	継						
見直し		では、区内において活動する音楽団体の発表の場と区では、 区内において活動する音楽団体の発表の場と区					可欠な事業である。			

			•	平成444	F/反号		耒舵	从代表		依式し		
事務事	業名		岩槻区まちづく	り推進事業								
事業	名		区ガイドマッ	プ等作成				コード	03807001	- 014		
所管部	祁署	ž	岩槻区総務課	責任者 臼倉 三男 問い合わせ先 048-7								
事業	類型	□ 県との見直	トや手法が適正か [し協議が必要な事 ルによる見直しが必	葉(B)		` '	艮拠法令	,				
メルク	マール	□ (1) □ (2) [(3)	[(3)	(3)	• (3) [☐ (4) ☐ (5)	□ (6) □ (7)	□ 該当なし		
1 事第	美の概3	更										
	方法		営 □ 2.一部委託	€ 🔽 3.全部	耶委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	!()		
事業開	始年度	▼ 平成13年	5月1日前(旧市()	•	年月	覂) □ 平成	13年5月1日以後(年度)		
事業	概要	区内のガイドマッ	プを作成し、転入者	皆等に区の案	内図、2	公共施設	、関係	事業所、教育施設	、イベント等の情報提り	共する。		
特定	財源	□ 有	· 🔽 無	根拠								
2 車当	後の点	· ·										
4 5-2		ス の必要性 【メルク	マール(4)]			左記とし	て判断	した根拠				
		ミに必要な事業 ミに必要ではない!	事業			区民からの要望に対し、マップ、観光ガイドブック、行政情報等の提供を行なう。						
	2 役割	分担の徹底 【メル	/クマール(2)]			左記として判断した根拠						
妥当性	□ 市7	が実施すべき事業 や県、民間で同様』	又は類似の事業を	実施している	事業	国、県では市単位でのガイドマップ等は作成していない。						
	3 職員	に対する公費支出	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記として判断した根拠						
		が職員に対して支む 来職員自らが負担										
	4 サー	ビス水準の妥当性	[メルクマール(3))]		左記とし	て判断	した根拠				
		東指定都市を上回 東指定都市と同レ <i>ィ</i>	るサービス水準 ベル以下のサービ	ス水準		観光まちづくりとして、区独自の観光案内ガイドブックを発行している。						
有効性	5 類似	事業との統合及び代	替制度の検討 【メノ	レクマール(3)	1	左記として判断した根拠						
		以事業と統合可能 以事業なし	□ 類似事業 □ 代替制度			市ガイドマップが作成され、区ガイドマップを統合することが可能である。						
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)			左記として判断した根拠						
		目対効果が低い事態 目対効果を満たして				区民へ行政情報、観光情報、イベント等を発信しているため。						
		活力の活用【メル	/クマール(6)]			左記として判断した根拠						
効率性	□ 民間	間委託済み 間委託(全部又は- Vト削減可能 間委託不可能	一部)により成果を(□ 民間に担			印刷製本について、民間委託により事業を行なっている。						
		公正の原則 【メル		217 6 3		左記として判断した根拠						
		、未済や不納欠損。 益者負担の見直し等	あり 等で歳入確保は可(能								
3 見1	<u>-</u>				ı							
。元 5		ア 廃止又は	t凍結			オ	事務					
点検征 方向	_	イ縮小				力 +	拡力			オ		
/기 山	1 <u>+</u>	ウ統廃合エ移				<u>キ</u> ク	終			•		
見直し	内容が	jイドマップは全市/	版に各区の情報を	統合することで	で、全市	「版を作品	戊する担	3当課と協議をし、	コストを削減する。			

			十八// 千尺字符字束総点快衣 依										
事務事	業名			岩槻区まちづ	くり推進事業								
事業	名			区広韓	设紙				コード	03807001	- (015	
所管部	8署	岩槻区総務課 責任						L	 臼倉 三男	問い合わせ先	048-790-01	112	
事業類型		事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業 □ 県との見直し協議が必要な事業(B) ▼ メルクマールによる見直しが必要な事業(C)						根拠法令	>				
メルク	マール							[(3)	□ (4) □	(5) [(6) [(7) 区該当	なし	
1 事業	美の概3	更											
実施			.全部直営	▼ 2.一部委託	€ □ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	,()	
事業開	始年度		平成13年5月	月1日前(旧市() •	年月	度) 🔽 平成	13年5月1日以後(平	Z成17年度)		
事業	概要	区のイン	メージアップ	及び行政情報等	≨を広⟨区民に	周知さ	でせる事業	ŧ					
特定	財源		有·	▽ 無	根拠								
2 車当	もの点を	畲			-1	4							
<u> </u>			生 【メルクマ	-JV(4)]			左記とし	て判断	した根拠				
		そに必要で	な事業 ではない事	業			区の行政情報等を広く区民に周知させるため必要な事業である。						
	2 役割	分担の徿	敵底 【メルク	7マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠				
妥当性	☑ 市加□ 国1	が実施す や県、民	でき事業 間で同様又	は類似の事業を	実施している	事業	区の行政情報等を発信する事業のため。						
	3 職員	に対する	公費支出の	D妥当性 【メルク	7マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠				
			対して支出 Iらが負担す	している事業 でき事業									
	4 サー	ビス水準	の妥当性	【メルクマール(3)]		左記とし	て判断	した根拠				
/- >+.44				サービス水準 ル以下のサービ	ス水準		関東地方の4つの指定都市においても、同様の事業を行なっている。						
有効性	5 類似	事業との終	充合及び代替	制度の検討 【メル	レクマール(3)]	左記とし	て判断	した根拠				
		以事業と 以事業な	統合可能 :し	□ 類似事業 □ 代替制度	と統合不可能 の検討	E E	区独自の行政情報発信のため。						
	6 費用	対効果の	D妥当性 【:	メルクマール(3)]		左記として判断した根拠						
			が低い事業 を満たしてい				区内全世帯に、行政情報を提供しており、また市報に同時掲載、配布するなど事業費の重複がないように配慮しているので、費用対効果をみたしている。						
				ママール(6)]			左記として判断した根拠						
効率性	□ 民間	スト削減ロ	全部又は一i 可能	部)により成果を			編集業務委託について、市報さいたまに同時掲載(5ページ)しているため、 市報の契約業者と同一。						
		間委託不 公正の原	<u>`叩能</u> !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	□ 民間に担 'マール(1)】	旦わせる		左記として判断した根拠						
	□収♪	人未済や	不納欠損あ		能								
3 見道	こしのす	-											
- /UE		ア	廃止又は湧	東結			オ	事務					
点検後		1	縮小				カ	拡力			_ <i> </i> /	ク	
方向	1± -	ウエ	統廃合 移 管				キク	終継			1	•	
								/-					
見直し	内容区	区民に対	し、区独自の)情報や資料を扱	是供する目的の	として発	き行してい	1る。区目	民からの要望等もな	あり、現在の紙面を確	፤保し、継続とする	る。	

				2	作成 22年	F及争	份争	美総	识快 夜			觨式 2		
事務事	業名			岩槻区まちづく	り推進事業				¬ .	00007004				
事業	名			「区の花」	制定				コード	03807001	-	016		
所管部	18署		₹	岩槻区総務課		責任者								
事業	類型		□ 県との見直し協議が必要な事業(B)											
メルク	マール	□ (1) 🗆 (2	2) [(3)	(3)	□ (3)		(3)	\square (4) \square (5	5) [(6) [(7) 区該	当なし		
1 事業	美の概	要												
実施	方法	~	1.全部直営	営 □ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託 [4.	補助金	□ 5.その他	()		
事業開	始年度		平成13年	5月1日前(旧市() .		年度	▼ 平成で	13年5月1日以後(平	成22年度	<u>.</u>		
事業	概要		一人ひとりか 制定する。	が生き生きと心豊かに	こ暮らせる「花	花と緑の豊	!かなま	∶ち」を実	現するため、区の	緑化推進のシンボル	フラワーとし	って、「区の		
特定	財源		有	· 🔽 無	根拠									
2 事第	黄の占	棒			•	•								
			性【メルク	マール(4)]		左	記とし	て判断し	た根拠					
			要な事業 要ではない事	事業			シンボルフラワーとして、区のイメージアップ戦略のツールとして使用するため。							
				レクマール(2)]		左	左記として判断した根拠							
妥当性	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	が実施を	すべき事業 民間で同様)	: 又は類似の事業を乳	€施している	事業 国	国や県、民間では行なっていない。							
	3 職員	員に対す	る公費支出	はの妥当性 【メルクラ	マール(7)]	左	記とし	て判断し	た根拠					
				出している事業 すべき事業										
	4 サー	- ビス水塗	準の妥当性	[メルクマール(3)	1	左	記とし	て判断し	た根拠					
右効性	関	東指定	都市と同レイ	るサービス水準 ベル以下のサービス			みどり倍増プロジェクトの一環として行なう。 左記として判断した根拠							
有观性	5 類似	(事業との	統合及び代	は替制度の検討 【メル	クマール(3)	】 左	記とし	て判断し	た根拠					
		(似事業) (似事業)	と統合可能 なし	▼ 類似事業の □ 代替制度の		市	市の花とは区別し、区独自のイメージアップを図るため。 左記として判断した根拠							
	6 費月	用対効果	の妥当性	【メルクマール(3)]	左	記とし	て判断し	た根拠					
			果が低い事詞 果を満たして											
		間活力の 間委託		レクマール(6)]		左	左記として判断した根拠							
効率性	日日		(全部又は - 可能	一部)により成果を低 □ 民間に担		X	区のシンボルフラワーの制定するため、委託は不可能。							
				レクマール(1)】	1769	左	左記として判断した根拠							
			や不納欠損。 旦の見直し等	あり 等で歳入確保は可能	טט									
3 見1	בויש.	方向性												
		ア	廃止又は	は凍結			オカ	事務						
点検復 方向		<u>イ</u> ウ						拡え終う			-	+		
	_	エ	移管				キ ク	継続						
見直し	内容	平成225	年度におい	て、区の花策定委員	員会を立ち上	:げ区の花	を決定	ミする 。						

様式.2

						_	作	十戌、	产物于	未施	外代代				你工() 2					
事務事業名		岩槻区まちづくり推進事業									_									
事業名		防犯啓発事業									コー	•	03807001 - 017							
—————————————————————————————————————	部署			岩槻	区総務詞	課		責任	壬者		日倉 三	 男	問い合わせ先	048-	790-0112					
事業類型		■ 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業						,	根拠法令	>										
メルク	マール	□ (1) [[(2)		3)	(3)	□ (3)	(3)	□ (4)	□ (5) [(6) [(7)	□ 該当なし					
1 事業	**の概	·																		
	方法		1.全部]	直営	2.—	·部委託	□ 3.全	部委託	<u> </u>	補助金	<u> </u>	その他	()					
事業開	始年度		平成13	年5月	1日前(旧市() •	年月	隻) 🔽	平成1	3年5月1日以後(18	年度)					
事業	概要	防犯活動に取り組む区内の団体等が防犯情報や意見を交換し相互の 域に密着した防犯啓発活動を展開する。									携を強化す	する場と	しての防犯連絡協譲	養会の活	動を支え、地					
特定	財源		有	•	~	無	根拠													
2 事業	美の点	-																		
<u> 4 - 3 -</u> 3			性【メノ	レクマー	- ル(4)]				左記とし	て判断	した根拠									
	可 市民								「自分たちの地域は自分たちで守る」という意欲を持った防犯団体を統合し、 犯罪・防犯情報を区民全体で共有するため必要な事業。											
	2 役割	割分担の徹底 【メルクマール(2)】								左記として判断した根拠										
妥当性	☑ 市/ □ 国 ⁴	市が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業							防犯活動は区内各地域における草の根的な活動が中心であるため、全体としての情報交換や防犯啓発活動のためには、市の関わりが不可欠。											
	3 職員	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】							左記として判断した根拠											
		市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業																		
	4 サー	ナービス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】								て判断	した根拠									
		引東指定都市を上回るサービス水準 引東指定都市と同レベル以下のサービス水準																		
有効性	5 類似	以事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】								て判断	した根拠									
		頭似事業と統合可能								本市の他の部署では、類似の事業を行っていない。										
	6 費用	費用対効果の妥当性 【メルクマール(3) 】								左記として判断した根拠										
		費用対効果が低い事業 費用対効果を満たしている事業								区内の犯罪発生件数は減少傾向にあり、地道な啓発活動による成果と考えている。										
		間活力の活用 【メルクマール(6)】								左記として判断した根拠										
効率性	□ 民間	民間委託済み 民間委託(全部又は一部)により成果を低下させず 1スト削減可能								防犯啓発活動(岩槻区民防犯の集いPRポスター及び新入学児童向け防犯冊子作成)は委託している。										
		民間委託不可能 □ 民間に担わせる □ 民間に担わせる □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							左記として判断した根拠											
	□収入	双入未済や不納欠損あり 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能																		
3 見直	ちし.のさ	一个							1											
<u> </u>	<u> </u>	<u>기円1</u> ア		又は凍約	吉				オ	事務	改善									
点検復		1	縮小						カ ·	拡力					/					
方向	性	ウー	統廃台						+	終				_						
		エ	移管	Ĩ					ク	継糸	元				<u> </u>					
見直し													があるため事業は継続 犯啓発を実施してい		その手法に					